青森県立青森中央高等学校部活動の指針

1 適切な運営のための体制整備

運動部・文化部顧問は、年間の活動計画 (活動日、休養日及び参加予定大会日程等)並びに 毎月の活動計画及び活動実績 (活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)を作成し、校長に提 出する。

- 2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組
 - 《 適切な指導の実施 》
 - ア 運動部・文化部顧問は、部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理 (スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む)、事故防止 (活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
 - イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。
 - ウ 文化部顧問は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解するとともに、生徒の芸術文化等の能力向上や、生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能等の向上や大会等での好成績などそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

運動部・文化部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、 食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

- ① 原則週1日以上の休養日を確保しながら、定期試験前の期間や年末年始等の学校閉庁日等における休止日の設定も含め、年間で104日(平均して週2日)程度の休養日を確保する。
- ② 学期中は、週当たり最低でも1日以上の休養日を設ける。
- ③ 週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ④ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いで行う。
- ⑤ 生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- ⑥ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度(準備や後始末を含めても3時間以内)、 学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度(同4時間以内)とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- ⑦ 主要な大会等の時期を「ハイシーズン」として活動できることとするが、その分、それ以 外の時期に休養日を十分確保する。

(但し、大会や練習試合、遠征等については、この限りではない。)